

医政第487号
平成29年8月22日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長

梅雨前線に伴う大雨及び台風での被災による医療施設等災害復旧事業の実施
について（依頼）

このことについて、平成29年8月17日付け事務連絡で厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室長から別添のとおり通知がありました。

本事業の補助金対象は、医療施設等災害復旧補助金交付要綱の対象施設が、下記1により被災し原形復旧する工事費等になります。

つきましては、医療施設から協議書等の提出がありましたら、協議書等をとりまとめのうえ下記3から5により当課担当宛て御提出をお願いします。

また、下記7の関係団体には、当課から別途通知していますので、非会員については、貴所から周知していただきますよう、併せてお願いします。

なお、本補助金の情報は、県庁ホームページに掲載していますことを申し添えます。

(http://www.pref.kumamoto.jp/kiiji_20607.html)

記

1 対象災害

- (1) 平成29年6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び同年台風第3号
- (2) 同年7月22日からの梅雨前線に伴う大雨
- (3) 同年台風第5号

2 対象経費

被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費

3 提出書類

- (1) 医療施設等災害復旧費協議書（様式1）
- (2) 医療施設等災害復旧費実地調査表（総括表・個表）（様式2）
 - ※ 電子データでの御提出をお願いします。

4 提出期限

平成29年9月13日（水）

※ 提出期限を過ぎる場合は御連絡をお願いします。

5 提出先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課総務・医事班 担当：岡田

メールアドレス：okada-k-w@pref.kumamoto.lg.jp

6 留意事項

- (1) 補助対象となる施設整備は、災害復旧費協議額が80万円以上です。
- (2) 本県は、上記1の対象災害で激甚災害の指定はありませんので、医療機器は補助対象外です。
- (3) 災害復旧費として認められる内容は、原則として原形復旧であり、原形復旧に該当しないと判断された場合には、補助対象とならない場合があります。
- (4) 補助金の交付申請額は、当該協議書を提出後、実地による調査を行った上で決定することになりますので、協議書の提出をもって決定されるものではありません。

7 通知先関係団体等

(1) 行政機関

各熊本県保健所

(2) 関係団体

公益社団法人熊本県医師会、一般社団法人熊本県歯科医師会

(3) 医療関係者養成所

熊本総合医療リハビリテーション学院、メディカル・カレッジ青照館、九州中央リハビリテーション学院、熊本駅前看護リハビリテーション学院、熊本歯科技術専門学校、熊本歯科衛生士専門学校、熊本看護専門学校、上天草看護専門学校、天草市立本渡看護専門学校、熊本市医師会看護専門学校、八代看護学校、天草郡市医師会附属天草准看護高等専修学校、人吉准看護学院、菊池郡市医師会立看護高等専修学校、鹿本医師会看護学校、宇城看護高等専修学校

【問合せ先】

担当

医療政策課総務・医事班

岡田、酒井

電話：096-333-2205（直通）

E-mail okada-k-w@pref.kumamoto.lg.jp